

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月19日
【計算期間】	第11期中（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）
【発行者名】	いちごグリーンインフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 伊藤 菜々子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	いちご投資顧問株式会社 財務企画部長 和泉 雅大
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
【電話番号】	03-4485-5233
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月	2024年6月	2025年6月
営業収益	百万円	518	502	494	1,031	996
（うち再生可能エネルギー発電設備等 （注1）の賃貸事業収益）	百万円	(518)	(502)	(494)	(1,031)	(996)
営業費用	百万円	417	411	416	798	788
（うち再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸事業費用）	百万円	(353)	(350)	(353)	(706)	(699)
営業利益	百万円	101	91	77	233	208
経常利益	百万円	72	64	53	176	155
中間（当期）純利益	百万円	71	64	52	175	154
総資産額	百万円	8,310	7,650	7,011	8,254	7,548
純資産額	百万円	3,539	3,289	3,032	3,643	3,379
出資総額（純額）（注2）	百万円	3,467	3,224	2,979	3,467	3,224
発行済投資口の総口数	口	102,966	102,966	102,966	102,966	102,966
1口当たり純資産額	円	34,377	31,943	29,450	35,386	32,822
1口当たり中間（当期）純利益	円	696	621	512	1,705	1,501
分配総額	百万円	-	-	-	418	400
（うち利益分配金総額）	百万円	-	-	-	175	154
（うち利益超過分配金総額）	百万円	-	-	-	242	245
1口当たり分配金額	円	-	-	-	4,065	3,885
（うち1口当たり利益分配金）	円	-	-	-	1,705	1,502
（うち1口当たり利益超過分配金）	円	-	-	-	2,360	2,383
総資産経常利益率（注3） （年換算）	%	0.8 (1.7)	0.8 (1.6)	0.7 (1.5)	2.1 (2.1)	2.0 (2.0)
自己資本利益率（注3） （年換算）	%	1.9 (3.8)	1.8 (3.7)	1.6 (3.3)	4.7 (4.7)	4.4 (4.4)
自己資本比率（注3）	%	42.6	43.0	43.2	44.1	44.8
配当性向（注4）	%	-	-	-	100.0	100.0
[その他参考情報]						
投資物件数	件	15	15	15	15	15
当中間期（当期）減価償却費	百万円	320	322	329	641	648
当中間期（当期）資本的支出額	千円	47,908	82,737	139,832	83,043	206,812
賃貸NOI（Net Operating Income）（注3）	百万円	485	474	471	967	945
1口当たりFFO（Funds from Operations）（注3）	円	3,808	3,757	3,716	7,935	7,802
当中間期（当期）運用日数	日	184	184	184	366	365

(注1) 「再生可能エネルギー発電設備等」とは、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。以下「再エネ特措法」といいます。なお、2017年4月1日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の再エネ特措法を特に「平成28年改正前再エネ特措法」といい、同改正後の再エネ特措法を特に「平成28年改正後再エネ特措法」といい、2022年4月1日施行の強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)による改正後の再エネ特措法を特に「令和2年改正後再エネ特措法」といい、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号)による改正後の再エネ特措法を「令和5年改正再エネ特措法」ということがあります。)第2条第2項に定めるものをいいます(不動産に該当するものを除きます。)。以下同じです。)、再生可能エネルギー発電設備に伴う土地・建物、土地・建物の賃借権及び土地に係る地上権、上記及びに掲げる資産を信託する信託の受益権、上記及びに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及び外国における上記からまでに掲げる資産に類似するものをいいます。以下同じです。

(注2) 出資総額から出資総額控除額を差し引いた金額を記載しています。

(注3) 以下の算定式により算出しています。

総資産経常利益率	$\text{経常利益} / \{ (\text{期首総資産額} + \text{中間期末(期末)総資産額}) \div 2 \}$
自己資本利益率	$\text{中間(当期)純利益} / \{ (\text{期首純資産額} + \text{中間期末(期末)純資産額}) \div 2 \}$
自己資本比率	$\text{中間期末(期末)純資産額} / \text{中間期末(期末)総資産額}$
賃貸NOI	再生可能エネルギー発電設備等の賃貸事業収益 - 賃貸事業費用 + 減価償却費
1口当たりFFO	$(\text{中間(当期)純利益} + \text{減価償却費} + \text{創立費償却} + \text{投資口交付費償却} + \text{開業費償却} + \text{固定資産除却損} + \text{資産除去債務費用} \pm \text{再生可能エネルギー発電設備等売却損益} \pm \text{特別損益}) / \text{発行済投資口の総口数}$

(注4) 配当性向は以下の方法により算出しており、小数第1位未満を切り捨てにより記載しています。

$$\text{配当性向} = \text{1口当たり分配金(利益超過分配金は含まない)} / \text{1口当たり当期純利益}$$

なお、中間計算期間には、中間分配制度がありませんので記載していません。

(注5) 本書に記載する数値は、別途注記する場合を除き、金額については表示単位未満を切り捨てて記載し、比率については表示単位未満を四捨五入した数値を記載しています。したがって、各項目別の金額又は比率の合計が一致しない場合があります。

(2) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額（純額）（注1）	2,979百万円
発行可能投資口総口数	10,000,000口
発行済投資口の総口数	102,966口

最近5年間の発行済投資口の総口数及び出資総額の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額（純額） (百万円)(注1)		備考
		増減	残高	増減	残高	
2021年9月21日	利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）	-	102,966	226	3,922	(注2)
2022年9月21日	利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）	-	102,966	226	3,696	(注3)
2023年9月21日	利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）	-	102,966	228	3,467	(注4)
2024年9月20日	利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）	-	102,966	242	3,224	(注5)
2025年9月19日	利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）	-	102,966	245	2,979	(注6)

(注1) 出資総額から出資総額控除額を差し引いた金額を記載しています。

(注2) 2021年8月13日開催の本投資法人役員会において、第6期（2021年6月期）に係る金銭の分配として、1口当たり2,195円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2021年9月21日よりその支払を開始しました。

(注3) 2022年8月10日開催の本投資法人役員会において、第7期（2022年6月期）に係る金銭の分配として、1口当たり2,195円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2022年9月21日よりその支払を開始しました。

(注4) 2023年8月10日開催の本投資法人役員会において、第8期（2023年6月期）に係る金銭の分配として、1口当たり2,221円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2023年9月21日よりその支払を開始しました。

(注5) 2024年8月14日開催の本投資法人役員会において、第9期（2024年6月期）に係る金銭の分配として、1口当たり2,360円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2024年9月20日よりその支払を開始しました。

(注6) 2025年8月14日開催の本投資法人役員会において、第10期（2025年6月期）に係る金銭の分配として、1口当たり2,383円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2025年9月19日よりその支払を開始しました。

(3) 【主要な投資主の状況】

2025年12月31日現在における主要な投資主は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口の 総口数に対する 所有投資口数の 割合(%)
いちごトラスト・パーティーイー・リミ テッド	1 NORTH BRIDGE ROAD, 06-08 HIGH STREET CENTRE, SINGAPORE 179094	22,677	22.02
いちご株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	6,000	5.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	4,800	4.66
大久保 武嗣	神奈川県藤沢市	1,136	1.10
出口 弘和	東京都江東区	705	0.68
富士電波工業株式会社	大阪府大阪市淀川区新高二丁目4番36号	676	0.65
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	659	0.64
大谷 絵里香	新潟県新潟市	520	0.50
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	505	0.49
宗教法人心行寺	東京都江東区深川二丁目16番7号	460	0.44
合計		38,138	37.03

(注) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合は、小数第2位未満を切捨てにより記載しています。

2025年12月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

区分	投資口の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
投資主数(人)	-	5	13	87	15	34	8,329	8,483
所有投資口数 (口)	-	5,531	2,951	9,779	23,286	764	60,655	102,966
所有投資口の比率 (%)	-	5.37	2.86	9.49	22.61	0.74	58.90	100.00

(注) 所有投資口数の比率は、小数第2位未満を切捨てにより記載しています。

(4) 【役員 の 状 況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数 (口)
執行役員	伊藤 菜々子 (注)	2007年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 三井法律事務所	0
		2011年 7月	二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）	
		2013年 9月	金融庁証券取引等監視委員会証券検査課	
		2015年11月	二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）	
		2016年10月	岩田合同法律事務所 カウンセル （第一東京弁護士会）	
		2021年 9月	本投資法人 執行役員（現任）	
		2022年 1月	岩田合同法律事務所 パートナー（現任）	
監督役員	野本 新	1997年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 小中・外山・細谷法律事務所	0
		2002年 9月	ポールヘイスティングスLLP（ニューヨーク）	
		2003年 5月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
		2003年11月	米国カリフォルニア州弁護士登録	
		2004年 1月	ポールヘイスティングス法律事務所 外国法共同事業	
		2008年 2月	ポールヘイスティングス法律事務所 パートナー	
		2010年 2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）	
		2016年 6月	本投資法人 監督役員（現任）	
		2016年 8月	PAG不動産投資顧問株式会社（現MIRARTH不動産投資顧問株式会社） コンプライアンス委員会外部委員（現任）	
		2020年 7月	M&G Investments Japan株式会社 監査役（現任）	
監督役員	藤田 清文	2000年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）	0
		2004年 6月	金融庁検査局総務課	
		2006年 7月	弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所	
		2006年 7月	株式会社フェリシモ 社外監査役	
		2007年 4月	弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 パートナー（現任）	
		2008年 3月	日土地アセットマネジメント株式会社（現中央日土地アセットマネジメント株式会社） コンプライアンス委員会外部委員（現任）	
		2009年 8月	フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員	
		2014年 5月	株式会社フェリシモ 社外取締役（現任）	
		2015年 6月	一般財団法人エン人財教育センター（現一般財団法人エン人材教育財団） 監事（現任）	
		2016年 3月	東洋グリーン株式会社 社外取締役	
		2016年 6月	本投資法人 監督役員（現任）	
		2017年 5月	株式会社幸和製作所 社外取締役	
		2018年11月	株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ 監査役（現任）	
		2022年11月	一般財団法人セレ奨学財団（現公益財団法人セレ奨学財団） 理事 （現任）	
		2023年 6月	KNT-CTホールディングス株式会社 社外取締役（現任）	

(注) 執行役員である伊藤菜々子につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上述のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は北菜々子です。

(5) 【その他】

役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます(投信法第96条第1項、規約第19条第1項)。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年とします。ただし、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとします。また、補欠として又は増員のために選任された執行役員及び監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします(規約第19条第3項)。

執行役員及び監督役員の解任には、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行います(投信法第106条)。執行役員及び監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員及び監督役員を解任することを否決した場合には、発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主(6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、30日以内に当該執行役員及び監督役員の解任を裁判所に請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号)。

規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

a. 規約等の重要事項の変更

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります(投信法第140条、第93条の2第2項)。

なお、本投資法人は、2025年9月27日開催の投資主総会において、規約の一部変更を行いました。

b. 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

c. 出資の状況その他の重要事項

出資の状況については、前記「(2) 投資法人の出資総額」をご参照ください。

訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

2【投資法人の運用状況】

(1)【投資状況】

本投資法人の第11期中間計算期間末における投資状況の概要は以下のとおりです。

資産の種類	内容等による区分	地域等による区分 (注1)	用途等による区分 (注2)	第10期 (2025年6月30日)		第11期中間期 (2025年12月31日)	
				価格 (百万円) (注3)	資産総額に 対する比率 (%)	価格 (百万円) (注3)	資産総額に 対する比率 (%)
再生可能 エネルギー 発電設備等	-	北海道	太陽光発電施設	1,962	26.0	1,933	27.6
		関東	太陽光発電施設	270	3.6	254	3.6
		中部	太陽光発電施設	304	4.0	299	4.3
		中国	太陽光発電施設	915	12.1	877	12.5
		四国	太陽光発電施設	962	12.7	919	13.1
		九州	太陽光発電施設	294	3.9	298	4.3
		沖縄	太陽光発電施設	1,911	25.3	1,846	26.3
再生可能エネルギー発電設備等合計				6,620	87.7	6,430	91.7
預金・その他資産				927	12.3	580	8.3
資産総額(注4)				7,548	100.0	7,011	100.0

	金額 (百万円)	資産総額に 対する比率 (%)	金額 (百万円)	資産総額に 対する比率 (%)
負債総額(注4)	4,168	55.2	3,979	56.8
純資産総額(注4)	3,379	44.8	3,032	43.2
資産総額(注4)	7,548	100.0	7,011	100.0

(注1) 「地域」は、下記によります。

北海道 : 北海道

関東 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部 : 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

中国 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 : 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄 : 沖縄県

(注2) 「太陽光発電施設」とは、本投資法人の取得対象となり、又はなり得る太陽光発電設備(1)及び敷地等(2)も取得する場合は当該敷地等を総称していいいます。また、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる太陽光発電施設について言及する場合、「太陽光発電施設」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる太陽光発電施設を含むものとします。以下同じです。

1 「太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源として発電を行うものをいいいます。以下同じです。

2 「敷地等」とは、本投資法人がそれを設置、保守、運用するために必要な土地・建物、土地・建物の賃借権又は土地の地上権をいいいます。

(注3) 「価格」は、中間期末(期末)時点の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)(減価償却後の帳簿価額)によっています。

(注4) 「資産総額」、「負債総額」及び「純資産総額」には、中間期末(期末)時点の中間貸借対照表(貸借対照表)に計上された金額を記載しています。

(2) 【運用実績】

【純資産等の推移】

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産額 (円)
第10期中間計算期間末 (2024年12月31日)	7,650	3,289	31,943
第10期計算期間末 (2025年6月30日)	7,548 (7,148)	3,379 (2,979)	32,822 (28,937)
第11期中間計算期間末 (2025年12月31日)	7,011	3,032	29,450

(注1) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

(注2) 本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

(注3) 1口当たりの純資産額は、小数点以下を切り捨てて記載しています。

(注4) 各計算期間末に分配を行った後の分配落後の額を括弧内に記載しています。

(本投資証券の取引所価格の推移)

各計算期間別 最高・最低投資口 価格	回次	第10期中	第10期	第11期中
	決算年月	2024年12月	2025年6月	2025年12月
	最高(円)	66,800	66,800	50,100
	最低(円)	37,100	37,100	45,500

月別最高・ 最低投資口 価格(終値)	月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
	最高(円)	46,500	49,450	49,450	47,400	49,950	50,100
	最低(円)	45,500	45,800	47,300	45,900	46,250	47,850

(注1) 月別最高・最低投資口価格は、東京証券取引所インフラファンド市場の終値によります。

(注2) 本投資証券は、2016年12月1日に東京証券取引所インフラファンド市場に上場しました。

【分配の推移】

計算期間		分配総額 (千円)	うち利益 分配金総額 (千円)	うち利益 超過分配金総 額(千円)	1口当たり 分配金 (円)	うち1口当たり 利益分配金 (円)	うち1口当たり 利益超過分配 金(円)
第10期中	自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	中間分配制度がないため、該当事項はありません					
第10期	自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日	400,022	154,654	245,367	3,885	1,502	2,383
第11期中	自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日	中間分配制度がないため、該当事項はありません					

(注) 本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行っていく方針です。

【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間		自己資本利益率 (%) (注1)	年換算値 (%) (注2)
第10期中	自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	1.8	3.7
第10期	自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日	4.4	4.4
第11期中	自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日	1.6	3.3

(注1) 自己資本利益率 = 中間（当期）純利益 ÷ { (期首純資産額 + 中間期末（期末）純資産額) ÷ 2 }

(注2) 1年を365日として年換算値を算出しています。

(3) 【投資リスク】

最新計算期間に係る有価証券報告書に記載した投資リスクについて、その内容に変更又は追加はありません。

3【資産運用会社の概況】

(1)【資本金の額】

本書の日付現在 400百万円

(2)【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%) (注)
いちご株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	8,000	100.0
合計		8,000	100.0

(注)「比率」とは、発行済株式数に対する所有株式数の比率をいいます。

(3)【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
代表取締役社長	岩井 裕志	2001年 4月 株式会社ケン・コーポレーション 2006年 1月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社(現みずほ不動産投資顧問株式会社) 2010年 9月 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社) 2012年 7月 いちご地所株式会社 2015年 3月 同社 取締役(運用部管掌) 運用部長 2015年 7月 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社) 執行役 ホテルリート本部長 兼 ホテルリート運用部長 2018年 1月 同社 執行役 ホテルリート本部長 兼 ホテルリート運用管理部長 2019年 3月 同社 取締役 兼 指名委員長 兼 報酬委員長 兼 代表執行役社長 2020年 3月 同社 代表取締役 兼 社長執行役員 2025年 6月 同社 代表取締役社長(現任)	0

役職名	氏名	主要略歴	所有 株式数 (株)
取締役会長	山内 章	1986年 4月 丸紅株式会社 2002年 4月 パシフィックマネジメント株式会社 2002年 5月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会 社（現伊藤忠リート・マネジメント株式会社） 2003年 3月 同社 代表取締役社長 2004年 8月 日本レジデンシャル投資法人（現アドバンス・レジデンス 投資法人） 執行役員 2008年 2月 パシフィック・インベストメント・パートナーズ株式会社 （現クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセッ トマネジメント株式会社） 代表取締役社長 2009年 2月 パシフィック・ホールディングス株式会社 代表取締役 2009年 7月 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマ ネジメント株式会社 常務取締役 2010年 4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会 社 顧問 2010年 5月 同社 代表取締役社長 2019年 4月 同社 取締役会長 大和エネルギー・インフラ株式会社 取締役会長 グリーン・サーマル株式会社 社外取締役 2021年 4月 株式会社大和証券グループ本社 常務執行役員 大和証券リアルティ株式会社 代表取締役社長 2022年 2月 サムティ株式会社 社外取締役 2022年 4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会 社 取締役会長 大和証券リアルティ株式会社 取締役会長 2023年 6月 いちご株式会社 執行役副会長（特別補佐）(現任) 2024年 3月 いちごECOエナジー株式会社 取締役会長（全社統括） （現任） 2024年 4月 いちご投資顧問株式会社 取締役会長（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数(株)
取締役	石原 実	1990年 4月 株式会社間組(現株式会社安藤・間)	0
		2007年 5月 アセット・マネジャーズ株式会社(現いちご株式会社) 総務人事部長	
		2008年 3月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 執行役 総務人事部長	
		2009年 5月 同社 取締役 兼 常務執行役 兼 管理部門責任者 兼 コンプライアンス委員	
		2009年11月 アセット・ロジスティックス株式会社(現いちごマルシェ株式会社) 代表取締役社長	
		2010年 5月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 専務執行役 兼 管理部門責任者	
		2011年 4月 株式会社宮交シティ 代表取締役社長	
		2011年11月 いちごグループホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 執行役副社長 管理本部長	
		2012年 7月 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社) 取締役 兼 執行役副社長 兼 管理統括	
		2012年11月 いちごECOエナジー株式会社 取締役	
		2013年 3月 いちごグループホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 不動産本部長代行 株式会社宮交シティ 代表取締役会長 兼 社長 タカラビルメン株式会社(現シナネンアクシア株式会社) 取締役会長	
		2015年 5月 いちごグループホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 執行役副社長 兼 COO	
		2017年 3月 いちご不動産サービス福岡株式会社(現いちご地所株式会社) 代表取締役社長	
		2018年 3月 いちご株式会社 心築本部長代行	
		2019年 3月 博多ホテルズ株式会社(現ワンファイブホテルズ株式会社) 代表取締役会長 いちごマルシェ株式会社 代表取締役会長(現任)	
		2019年 6月 株式会社宮崎サンシャインエフエム 代表取締役社長(現任)	
		2020年 3月 いちご投資顧問株式会社 取締役(現任)	

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
取締役	石原 実	2021年 4月 いちご株式会社 取締役 兼 執行役副社長 兼 COO 兼 サステナブルインフラ本部長代行 2022年 4月 同社 取締役 兼 執行役副社長 兼 COO 兼 サステナブルインフラ事業本部長代行（現任） 2022年 5月 株式会社セントロ 代表取締役会長 アイ・シンクレント株式会社 取締役（現任） 2023年 4月 株式会社セントロ 代表取締役会長 兼 社長 ストレージプラス株式会社(現ストアハブ・ストレージプラス合同会社) 取締役会長 株式会社FANTERIA 取締役 2023年 9月 同社 代表取締役社長 2023年12月 株式会社テゲバジャーロ宮崎 代表取締役会長（現任） 株式会社ライチパーク 代表取締役会長（現任） SNY 33rdst INC. 取締役（現任） 2024年11月 ワンファイブホテルズ株式会社 代表取締役会長 兼 社長（現任） 2025年 4月 株式会社セントロ 代表取締役会長 2025年 6月 株式会社宮交シティ 代表取締役会長 兼 社長 兼 宮交シティ事業部長（現任）	0
社外取締役	高橋 壮介	2004年10月 渥美総合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）、第二東京弁護士会登録 2005年 5月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社）（出向） 2007年 5月 弁護士法人御堂筋法律事務所 東京弁護士会登録 2010年 5月 University of Michigan Law School 卒業(LL.M.) 2010年 8月 University of Michigan Law School 客員研究員 2011年 4月 Butzel Long法律事務所（デトロイト市）勤務（研修） 2011年 8月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2012年 1月 株式会社JQ 社外監査役 2013年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー 2015年 7月 かなめ総合法律事務所 代表（現任） 2015年 9月 株式会社JQ 社外取締役（現任） 2016年 5月 いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）社外取締役 兼 監査委員 兼 指名委員 兼 報酬委員 2016年11月 株式会社T.Sカンパニー（現株式会社T.Sコーポレーション）社外取締役 2018年 3月 株式会社リアライズコーポレーション 社外取締役（現任） 2019年11月 株式会社エータイ 社外監査役（現任） 2020年 3月 いちご投資顧問株式会社 社外取締役（現任） 2020年 9月 株式会社TechVoice 社外取締役 2022年 1月 株式会社リアライズ証券 社外取締役（現任） 2025年 6月 株式会社EPG 社外監査役（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴	所有 株式数 (株)
社外取締役	小林 知之	1995年10月 かん澤公認会計士事務所 2004年 1月 株式会社エー・ジー・エス・コンサルティング（現株式会社AGSコンサルティング） 2004年 4月 株式会社ベックワンソリューション 2006年 9月 株式会社AGSコンサルティング 2008年12月 AGS税理士法人 社員税理士（現任） 2010年 1月 株式会社AGSコンサルティング 第3事業部部長 2011年 1月 同社 名古屋支社支社長 2014年 1月 同社 MA事業本部本部長 2015年 1月 同社 MA事業本部副本部長 兼 第6事業部部長 2017年 1月 同社 CA事業本部本部長 2017年 5月 いちご投資顧問株式会社 社外取締役 兼 監査委員 2019年 1月 株式会社AGSコンサルティング ファイナンシャル・アドバイザー部門 部門長 2020年 3月 いちご投資顧問株式会社 社外取締役（現任） 2025年 1月 株式会社AGSコンサルティング 執行役員 兼 ファイナンシャル・アドバイザー部門 部門長 2026年 1月 同社 取締役 ビジネスコンサルティング部門担当 兼 ファイナンシャル・アドバイザー部門担当（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
監査役	千田 恭豊	<p>1979年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）</p> <p>2001年 4月 ローンスタージャパンLLC（現株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ） 顧問</p> <p>2001年 6月 株式会社東京スター銀行 執行役員 東京スター銀カード株式会社（現株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス） 取締役 株式会社東京ミリオンカード（現株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス） 取締役</p> <p>2003年10月 株式会社りそなホールディングス 企画部業革推進部長 競争力向上委員会事務局部長 東京大学先端科学技術研究センター 協力研究員</p> <p>2004年10月 特定非営利活動法人産学連携推進機構 監事</p> <p>2008年 3月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社（現いちご株式会社） リスク統括室 兼 審査室</p> <p>2008年10月 同社 リスク統括室長</p> <p>2008年11月 同社 経営管理部長(コンプライアンス・リスク管理担当)</p> <p>2008年12月 アセット・マネジャーズ・インターナショナル株式会社 取締役</p> <p>2009年 2月 亜盛資産管理股份有限公司(台湾) 董事長</p> <p>2009年 3月 アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社(現いちご株式会社) アドバイザリー第一事業部長 アセット・マネジャーズ・インターナショナル株式会社 取締役 国際事業部担当</p> <p>2009年 7月 同社 金融・財務部門 国際第二事業部長</p> <p>2009年10月 同社 アドバイザリー事業部長</p> <p>2010年 1月 同社 監査部長 アセット証券株式会社(現いちご地所株式会社) 監査部長</p> <p>2010年 2月 株式会社アルバトロス 監査役</p> <p>2010年 3月 アセット・インベストメント・アドバイザーズ株式会社(現いちご投資顧問株式会社) 監査部長</p> <p>2011年 1月 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社) 内部監査部長 いちごリートマネジメント株式会社(現いちご投資顧問株式会社) 内部監査室長 いちご地所株式会社 監査部長 いちごソリューションズ株式会社(現いちご地所株式会社) 監査部長</p> <p>2012年 5月 タカラビルメン株式会社(現シナネンアクシア株式会社) 代表取締役社長(全社統括)</p> <p>2013年 3月 いちごグループホールディングス株式会社(現いちご株式会社) 不動産サービス本部 副本部長</p> <p>2017年 4月 タカラビルメン株式会社(現シナネンアクシア株式会社) 取締役会長 いちご株式会社 監査部長 いちご投資顧問株式会社 監査部担当部長</p> <p>2017年 5月 いちご地所株式会社 監査役(現任) いちごECOエナジー株式会社 監査役(現任)</p> <p>2017年10月 いちご土地心築株式会社(現いちご地所株式会社) 監査役</p> <p>2018年 3月 いちご株式会社 執行役 監査部管掌(現任)</p> <p>2018年 6月 いちご投資顧問株式会社 監査部長</p> <p>2019年10月 Ichigo Real Estate America, Inc. Director (現任)</p> <p>2019年12月 いちご株式会社 監査部長(現任)</p> <p>2021年 6月 株式会社セントロ 監査役 ストレージプラス株式会社(現ストアハブ・ストレージプラス合同会社) 監査役</p> <p>2023年 9月 コリニア株式会社 監査役(現任)</p> <p>2024年 5月 いちご投資顧問株式会社 監査役(現任)</p> <p>2024年 8月 いちごリアルティマネジメント株式会社 監査役(現任)</p>	0

(4) 【事業の内容及び営業の状況】

事業の内容

本資産運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。

営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人、いちごホテルリート投資法人及びいちごオフィスリート投資法人となっています。

本投資法人、いちごホテルリート投資法人及びいちごオフィスリート投資法人の名称、基本的性格、設立年月日、純資産額(純資産総額及び投資口1口当たり純資産額)は下記のとおりです。

名称	いちごグリーンインフラ投資法人	いちごホテルリート投資法人	いちごオフィスリート投資法人
基本的性格	いちごグリーンインフラ投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して運用することをその基本方針としています。かかる基本方針に基づき、再生可能エネルギー発電設備等に投資を行い、資産の運用を行います。	いちごホテルリート投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して運用することをその基本方針としています。かかる基本方針に基づき、主たる用途が宿泊施設及びその付帯施設・設備である、不動産等及び不動産対応証券に投資を行い、資産の運用を行います。	いちごオフィスリート投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して運用することをその基本方針としています。かかる基本方針に基づき、主たる用途がオフィスである、不動産等及び不動産対応証券に投資を行い、資産の運用を行います。
設立年月日	2016年6月24日	2015年7月22日	2005年6月23日
純資産総額	3,032百万円 (2025年12月31日現在)	41,075百万円 (2025年7月31日現在) (注1)	104,777百万円 (2025年10月31日現在) (注2)
投資口1口当たり純資産額	29,450円 (2025年12月31日現在)	125,425円 (2025年7月31日現在) (注1)	68,127円 (2025年10月31日現在) (注2)

(注1) いちごホテルリート投資法人の2025年10月28日付2025年7月期有価証券報告書の記載に基づいて記載しています。

(注2) いちごオフィスリート投資法人の2026年1月28日付2025年10月期有価証券報告書の記載に基づいて記載しています。

関係業務の概況

本資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務を行っています。

資本関係

本書の日付現在、本資産運用会社は本投資証券を保有していません。

4【投資法人の経理状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

本投資法人の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けています。

3. 中間連結財務諸表について

本投資法人には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成していません。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (2025年6月30日)	当中間期 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	603,113	406,787
営業未収入金	263,119	146,685
前払費用	35,458	16,407
未収消費税等	8,093	-
流動資産合計	909,785	569,880
固定資産		
有形固定資産		
太陽光発電設備	11,850,702	11,990,534
減価償却累計額	5,438,555	5,768,383
太陽光発電設備(純額)	6,412,147	6,222,151
土地	208,820	208,820
有形固定資産合計	6,620,968	6,430,972
投資その他の資産		
敷金及び保証金	10,000	10,000
長期前払費用	7,796	929
繰延税金資産	9	10
投資その他の資産合計	17,806	10,939
固定資産合計	6,638,775	6,441,911
資産合計	7,548,560	7,011,792

(単位:千円)

	前期 (2025年6月30日)	当中間期 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	31,372	121,070
1年内返済予定の長期借入金	453,593	3,192,372
未払金	37,394	20,630
未払費用	86	80
未払法人税等	612	653
未払消費税等	7,155	5,912
その他	1,993	2,134
流動負債合計	532,207	3,342,853
固定負債		
長期借入金	3,636,708	636,508
固定負債合計	3,636,708	636,508
負債合計	4,168,916	3,979,362
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	4,954,368	4,954,368
出資総額控除額	1,729,416	1,974,784
出資総額(純額)	3,224,951	2,979,583
剰余金		
中間未処分利益又は中間未処理損失()	154,692	52,846
剰余金合計	154,692	52,846
投資主資本合計	3,379,644	3,032,429
純資産合計	3,379,644	3,032,429
負債純資産合計	7,548,560	7,011,792

(2)【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間期 自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	当中間期 自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
営業収益		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入	1,502,452	1,494,366
営業収益合計	502,452	494,366
営業費用		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用	1,235,544	1,235,079
資産運用報酬	20,340	19,469
資産保管手数料	1,761	1,761
一般事務委託手数料	5,516	5,990
役員報酬	4,200	4,200
その他営業費用	28,680	31,949
営業費用合計	411,042	416,451
営業利益	91,409	77,914
営業外収益		
受取利息	70	637
未払分配金戻入	450	341
還付加算金	1	10
営業外収益合計	521	989
営業外費用		
支払利息	17,631	15,789
融資関連費用	9,554	9,554
営業外費用合計	27,186	25,344
経常利益	64,744	53,559
税引前中間純利益	64,744	53,559
法人税、住民税及び事業税	706	751
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	706	750
中間純利益	64,037	52,808
前期繰越利益	66	38
中間未処分利益又は中間未処理損失()	64,104	52,846

(3)【中間投資主資本等変動計算書】

前中間期(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	投資主資本				
	出資総額			剰余金	
	出資総額	出資総額 控除額	出資総額 (純額)	中間未処分利 益又は中間未 処理損失 ()	剰余金合計
当期首残高	4,954,368	1,486,417	3,467,950	175,623	175,623
当中間期変動額					
利益超過分配		242,999	242,999		-
剰余金の配当			-	175,557	175,557
中間純利益			-	64,037	64,037
当中間期変動額合計	-	242,999	242,999	111,519	111,519
当中間期末残高	4,954,368	1,729,416	3,224,951	64,104	64,104

	投資主資本	純資産合計
	投資主資本 合計	
当期首残高	3,643,574	3,643,574
当中間期変動額		
利益超過分配	242,999	242,999
剰余金の配当	175,557	175,557
中間純利益	64,037	64,037
当中間期変動額合計	354,519	354,519
当中間期末残高	3,289,055	3,289,055

当中間期(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	投資主資本				
	出資総額			剰余金	
	出資総額	出資総額 控除額	出資総額 (純額)	中間未処分利 益又は中間未 処理損失 ()	剰余金合計
当期首残高	4,954,368	1,729,416	3,224,951	154,692	154,692
当中間期変動額					
利益超過分配		245,367	245,367		-
剰余金の配当			-	154,654	154,654
中間純利益			-	52,808	52,808
当中間期変動額合計	-	245,367	245,367	101,846	101,846
当中間期末残高	4,954,368	1,974,784	2,979,583	52,846	52,846

	投資主資本	純資産合計
	投資主資本 合計	
当期首残高	3,379,644	3,379,644
当中間期変動額		
利益超過分配	245,367	245,367
剰余金の配当	154,654	154,654
中間純利益	52,808	52,808
当中間期変動額合計	347,214	347,214
当中間期末残高	3,032,429	3,032,429

(4)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間期		当中間期	
	自	2024年 7月 1日	自	2025年 7月 1日
	至	2024年12月31日	至	2025年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間純利益		64,744		53,559
減価償却費		322,889		329,828
受取利息		70		637
支払利息		17,631		15,789
営業未収入金の増減額(は増加)		104,771		116,434
未収消費税等の増減額(は増加)		1,269		8,093
前払費用の増減額(は増加)		20,275		19,051
長期前払費用の増減額(は増加)		8,054		6,867
未払消費税等の増減額(は減少)		441		1,243
営業未払金の増減額(は減少)		66		3,322
未払金の増減額(は減少)		17,454		16,764
その他		450		598
小計		521,154		527,057
利息の受取額		70		637
利息の支払額		17,739		15,795
法人税等の支払額		700		710
営業活動によるキャッシュ・フロー		502,785		511,190
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		50,655		46,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		50,655		46,811
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		264,325		261,421
利益分配金の支払額		175,207		154,368
利益超過分配金の支払額		242,515		244,914
財務活動によるキャッシュ・フロー		682,049		660,704
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		229,919		196,325
現金及び現金同等物の期首残高		868,874		603,113
現金及び現金同等物の中間期末残高		1,638,955		1,406,787

（５）【中間注記表】

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の減価償却期間は以下のとおりであり、固定価格買取制度の残存期間と同等の月数です。 太陽光発電設備 202か月～226か月</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法を採用しています。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 収益に関する計上基準 本投資法人の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。 再生可能エネルギー発電設備等の売却 再生可能エネルギー発電設備等の売却については、再生可能エネルギー発電設備等の売却に係る契約に定められた引渡義務を履行することにより、顧客である買主が当該再生可能エネルギー発電設備等の支配を獲得した時点で収益計上を行います。</p> <p>(2) 固定資産税等の処理方法 保有する再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、再生可能エネルギー発電設備等の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用として計上せず再生可能エネルギー発電設備等の取得原価に算入しています。</p>
3. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人はリスク管理規程に基づき、投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>
4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び随時引き出し可能な預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>控除対象外消費税等の処理方法 資産の取得に係る控除対象外消費税等は、各資産の取得原価に算入しています。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

1. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額

前期 (2025年6月30日)	当中間期 (2025年12月31日)
50,000千円	50,000千円

（中間損益計算書に関する注記）

1. 再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益の内訳（単位：千円）

	前中間期 自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	当中間期 自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
A.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業収益		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入 （基本賃料）	438,793	426,518
（実績連動賃料）	63,658	67,847
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業収益合計	502,452	494,366
B.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業費用		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用 （公租公課）	26,180	23,251
（減価償却費）	322,889	329,828
（その他費用）	1,474	-
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業費用合計	350,544	353,079
C.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益 （A - B）	151,907	141,286

2. 減価償却実施額は、次のとおりです。（単位：千円）

	前中間期 自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	当中間期 自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
有形固定資産	322,889	329,828

（中間投資主資本等変動計算書に関する注記）

	前中間期 自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	当中間期 自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数		
発行可能投資口総口数	10,000,000口	10,000,000口
発行済投資口の総口数	102,966口	102,966口

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間期 自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	当中間期 自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
現金及び預金	638,955千円	406,787千円
現金及び現金同等物	638,955千円	406,787千円

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引

(貸主側)

	前期 (2025年6月30日)	当中間期 (2025年12月31日)
未経過リース料		
1年以内	869,884千円	843,793千円
1年超	458,272千円	57,844千円
合計	1,328,157千円	901,638千円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」及び「営業未収入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年内返済予定の長期借入金	453,593	452,299	1,293
(2) 長期借入金	3,636,708	3,614,657	22,051
負債合計	4,090,301	4,066,957	23,344
(3) デリバティブ取引	-	-	-

(注) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 1年内返済予定の長期借入金 (2) 長期借入金

変動金利による長期借入金は、金利が一定期間毎に更改される条件で借入を行っているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは(後記「デリバティブ取引に関する注記」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(3) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

2025年12月31日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」及び「営業未収入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 1年内返済予定の長期借入金	3,192,372	3,172,318	20,054
(2) 長期借入金	636,508	629,807	6,700
負債合計	3,828,880	3,802,126	26,754
(3) デリバティブ取引	-	-	-

(注) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 1年内返済予定の長期借入金 (2) 長期借入金

変動金利による長期借入金は、金利が一定期間毎に更改される条件で借入を行っているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは(後記「デリバティブ取引に関する注記」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(3) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

(有価証券に関する注記)

前期(2025年6月30日)

該当事項はありません。

当中間期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

前期(2025年6月30日)及び当中間期(2025年12月31日)において、該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

前期(2025年6月30日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,090,996	3,637,326	(注)	

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」における(注)(1)1年内返済予定の長期借入金及び(2)長期借入金の時価に含めて記載しています。

当中間期(2025年12月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,829,531	636,617	(注)	

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」における(注)(1)1年内返済予定の長期借入金及び(2)長期借入金の時価に含めて記載しています。

(持分法損益等に関する注記)

前中間期(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当中間期(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

前期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当中間期(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産に関する注記)

本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等を保有しています。これらの中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、期中増減額及び時価は、以下のとおりです。

(単位:千円)

用途		前期	当中間期
		自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日	自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
太陽光発電設備等	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)		
	期首残高	7,062,937	6,620,968
	期中増減額	441,969	189,996
	中間期末(期末)残高	6,620,968	6,430,972
	中間期末(期末)評価額	7,292,000	7,292,000

(注1) 本投資法人の保有している不動産は、再生可能エネルギー発電設備の用に供する不動産であるため、中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)及び中間期末(期末)評価額については、再生可能エネルギー発電設備及び不動産の一体の金額を記載しています。

(注2) 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注3) 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前期の主な減少理由は減価償却費によるものです。当中間期の主な減少理由は減価償却費によるものです。

(注4) 前期末評価額は、PwCサステナビリティ合同会社より取得した2025年6月30日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第35条第2項第1号に従い算出した中間値の合計額を記載しています。当中間期末評価額は、PwCサステナビリティ合同会社より取得したバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第35条第2項第1号に従い算出した中間値の合計額を記載しています。なお、バリュエーションレポートにおける価格時点は2025年6月30日ですが、当該価格時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該価格時点における評価額を当中間期末評価額としています。なお、再生可能エネルギー発電設備等に関する損益は、「中間損益計算書に関する注記」に記載しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間期(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸収入等は収益認識会計基準の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」として開示するべき事項はありません。

当中間期(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸収入等は収益認識会計基準の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」として開示するべき事項はありません。

(セグメント情報等に関する注記)

(セグメント情報)

本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等の賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(関連情報)

前中間期(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客に関する情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
いちごECO名護二見発電所合同会社	149,320	再生可能エネルギー発電設備等の賃貸事業

当中間期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客に関する情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
いちごECO名護二見発電所合同会社	147,552	再生可能エネルギー発電設備等の賃貸事業

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 (2025年6月30日)	当中間期 (2025年12月31日)
1口当たり純資産額	32,822円	29,450円

1口当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間期 自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日	当中間期 自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日
1口当たり中間純利益 (円)	621	512
中間純利益 (千円)	64,037	52,808
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通投資口に係る中間純利益 (千円)	64,037	52,808
期中平均投資口数 (口)	102,966	102,966

(注1)1口当たり中間純利益は、中間純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注2)潜在投資口調整後1口当たり中間純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

5【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数(口)	発行済投資口の総口数(口)
第10期 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	-	-	102,966
第11期中 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	-	-	102,966

(注1) 買戻し及び払戻しの実績はありません。

(注2) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月16日

いちごグリーンインフラ投資法人
役員会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 大輔
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているいちごグリーンインフラ投資法人の2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期計算期間の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間投資主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちごグリーンインフラ投資法人の2025年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の損益及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、投資法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監督役員の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監督役員の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、執行役員に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、執行役員に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は本投資法人（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。